

佐賀市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

改定の経緯など

◎ 経緯

- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（2013年4月施行）第8条に基づき、感染拡大の抑制と市民の生命・健康・生活の保護、地域経済への影響最小化を目的として、2014年11月に「佐賀市インフルエンザ行動計画」を策定。
- ・ 国は新型コロナウイルス感染症対策の経験を踏まえ、2024年7月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」を改定。これを受けて佐賀県は2025年3月に県行動計画を改定。
- ・ 佐賀市においても、国・県の方針に沿って、感染症危機への平時からの備えと有事の迅速・確実な対応のため、現計画を改定するもの。

◎ 計画期間

- ・ 概ね6年ごとに改定予定 ※感染症法上の基本指針や医療法上の医療計画と同様。

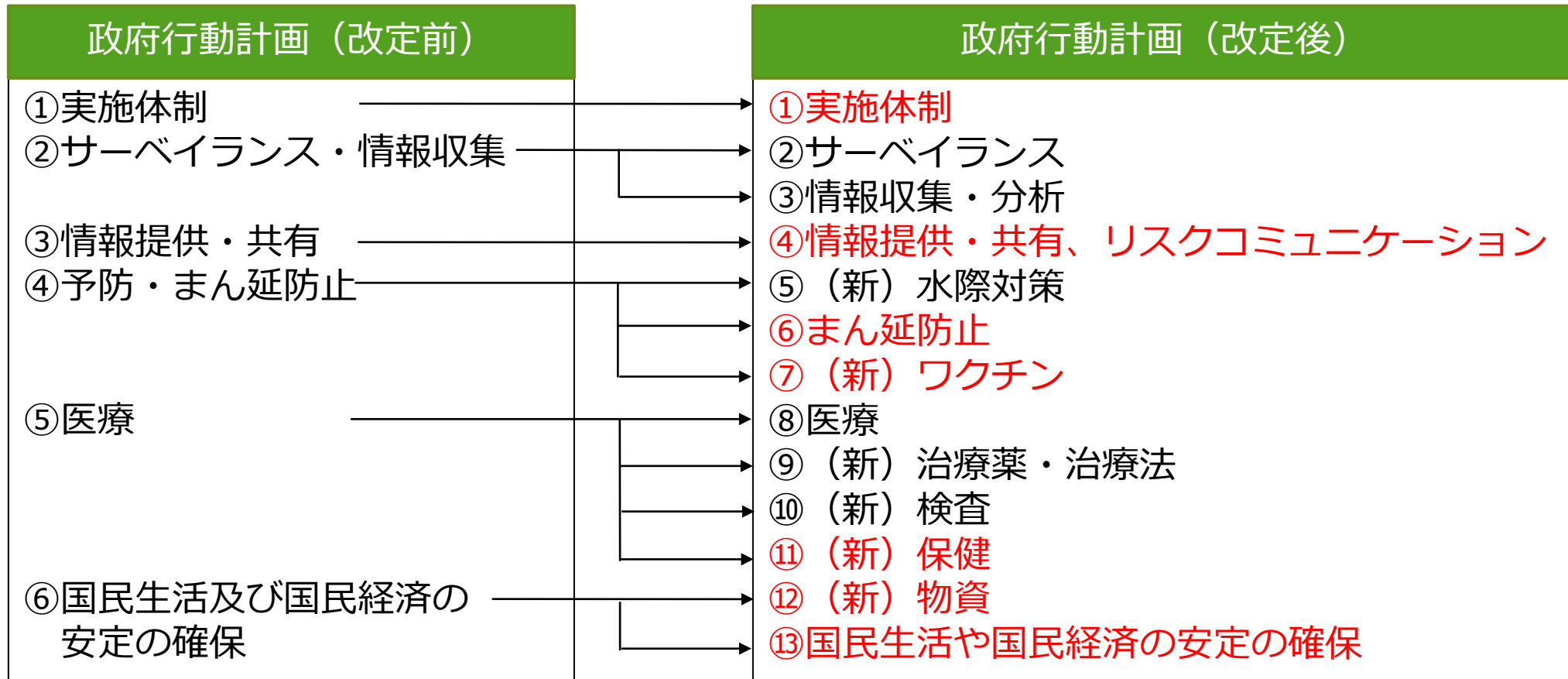
◎ 改定プロセス

- ・ 感染症の専門家（佐賀中部保健福祉事務所保健監）の意見聴取
- ・ 策定委員会での意見聴取（医師会、歯科医師会、薬剤師会）
- ・ 他の地方公共団体の長の意見聴取（佐賀県への意見聴取）
- ・ 議会への報告、公表
- ・ 佐賀県への報告

⇒以上を経て、**令和8年3月**に市行動計画を改定。

政府行動計画の改定のポイント

- ・ 平時準備の充実。（訓練や備蓄など）
- ・ 対策項目を改定前の6項目から13項目に拡充。新型コロナ対応で課題となった項目の充実を図る。
- ・ 新型インフルエンザ以外の呼吸器感染症も念頭に記載を充実。
- ・ DXの推進（予防接種事務のデジタル化など）
- ・ 実効性確保のための取組。（毎年度、個人防護具の管理など）



佐賀市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定のポイント

改定前

対策項目（6項目）

- (1) 実施体制 (2) 情報提供・共有
- (3) 予防・まん延防止
- (4) 予防接種 (5) 医療
- (6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

改定前

各段階に対策項目を記載

1 未発生期

- (1) 実施体制
- (2) 情報提供・共有
- (3) 予防・まん延防止
- (4) 予防接種 (5) 医療
- (6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

2 発生疑い期 (1) ~ (6)

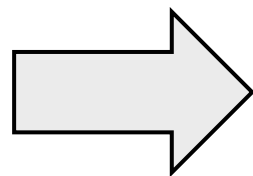
3 海外発生期 (1) ~ (6)

4 国内発生早期 (1) ~ (6)

5 県内発生早期 (1) ~ (6)

6 県内感染期 (1) ~ (6)

7 小康期 (1) ~ (6)



改定後

対策項目（7項目）

- (1) 実施体制
- (2) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- (3) まん延防止
- (4) ワクチン (5) 保健 (6) 物資
- (7) 市民生活及び地域経済の安定の確保

改定後

各対策項目に段階（準備/初動/対応期）を記載

1 実施体制

- (1) **準備期**（平時の備えに取り組む時期）
- (2) **初動期**（対策本部の設置を検討する時期）
- (3) **対応期**（封じ込めを念頭に柔軟に対策を行う時期）

2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

(1) ~ (3)

3 まん延防止 (1) ~ (3)

4 ワクチン (1) ~ (3)

5 保健 (1) ~ (3)

6 物資 (1) ~ (3)

7 市民生活及び地域経済の安定の確保 (1) ~ (3)

1 実施体制

(目的及び概要)

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は事態を的確に把握し、関係機関が連携して取組を推進し、市対策本部等の立ち上げの検討を行う。

緊急事態宣言がなされた場合は直ちに市対策本部を設置し、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

[準備期]

- 市の行動計画等の作成や体制整備・強化
- 実践的な訓練の実施
- 国及び地方公共団体等との連携の強化

[初動期]

- 新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合の措置
- 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置
- 迅速な対策の実施に必要な予算の確保
- 県による総合調整への対応
- 大規模災害等が発生した場合の対応

[対応期]

- 基本となる実施体制の在り方
- 緊急事態宣言
- 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

主な改定：財政上の対応として、国からの財政支援（補助金等）の活用、また必要に応じた地方債の発行について追記。

2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

(目的及び概要)

市民等が可能な限り科学的根拠に基づき判断できるように平時から普及啓発を含め、感染症対策等の情報提供・共有を行いリテラシーを高めるとともに、双方向のリスクコミュニケーションを行い市民等の不安の解消等に努める。

[準備期]

- 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有

[初動期]

- 情報提供・共有
- 偏見・差別等や偽・誤情報への対応
- 双方向のコミュニケーションの実施（コールセンター等の設置）

[対応期]

- 情報提供・共有
- 偏見・差別等や偽・誤情報への対応
- リスク評価に基づく方針の情報提供・共有
- 双方向のコミュニケーションの実施（コールセンター等の継続）

主な改定：リスクコミュニケーションを通じた、偏見・差別等や偽・誤情報への対応及び双方向の内容 コミュニケーションについて追記。

3 まん延防止

(目的及び概要)

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命及び健康を保護する。その際、市民生活や地域経済への影響も十分考慮する。

[準備期]

- 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

[初動期]

- 市内でのまん延防止対策の準備

[対応期]

- まん延防止等重点措置又は緊急事態宣言の実施
- まん延防止対策の内容 (外出自粛等に係る要請、集会・イベント等の自粛など)

**主な改定：国及び県からの要請による、具体的な感染症拡大防止策（外出自粛要請、休業要請等）
内容 の緩和を含め、機動的な対応について追記。**

4 (新) ワクチン

(目的及び概要)

国や県の方針に基づき、新型インフルエンザ等に対応したワクチンを迅速に供給の上、円滑な接種が実施できるよう平時から着実に準備を進める。また、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行い、迅速に接種できるようにする。

[準備期]

- ワクチンの接種に必要な資材
- ワクチンの供給体制
- 接種体制の構築検討（平時から）
- 情報提供・共有
- DXの推進

[初動期]

- 接種体制の構築（資材確保）
- 接種体制（接種会場や医療従事者の確保等）

[対応期]

- ワクチンや必要な資材の供給
- 接種体制（接種実施）
- 健康被害救済
- ワクチンの安全性に係る情報の収集及び提供
- 情報提供・共有

主な改定：新型インフルエンザ以外も念頭に記載を充実。また、準備期から国、県、市、医療機関が連携して接種体制準備する旨、及び予防接種事務のデジタル化をはじめとするDXの推進を追記。

5 (新) 保健

(目的及び概要)

県、保健所等の業務量が急増した際は、関係機関が相互に連携できるようにする。また、有事体制への移行準備を進め、新型インフルエンザ等に係る発生等の公表後に迅速に対応できるようにし、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、市民の生命及び健康を保護する。

[準備期]

- 人材の確保
- 業務継続計画を含む体制の整備
- 研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築
- 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション

[初動期]

- 有事体制への移行準備
- 市民への情報提供・共有の開始

[対応期]

- 有事体制への移行
- 主な対応業務の実施（コールセンター等の設置、健康観察・生活支援など）
- 特措法によらない基本的な感染症に移行する時期の体制

**主な改定：県が行う健康観察・生活支援等の事業への協力を含む市民の保健についての内容を充実。
内容**

6 (新) 物資

(目的及び概要)

感染症対策物資等の不足により、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。そのため、県と連携して必要な感染症対策物資等を確保及び備蓄状況の確認を行う。

[準備期]

- 感染症対策物資等の備蓄等（個人防護服の備蓄等）

[初動期]～[対応期]

- 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認（個人防護服の備蓄等）
- 備蓄物資等の供給に関する相互協力

主な改定：県や近隣市町と連携した物資融通及び物資の確保などを記載。

内容

7 市民生活及び地域経済の安定の確保

(目的及び概要)

市は自らが必要な準備を行いながら、事業者や市民等に対し適切な情報提供・共有を行い必要な準備を行う。
また、新型インフルエンザ等が発生した場合には速やかに所要の対応を行い、市民生活及び地域経済の安定を確保し、必要な支援や施策を行う。

[準備期]

- 情報共有体制の整備
- 物資及び資材の備蓄
- 火葬体制の整備
- 支援の実施に係る仕組みの整備
- 生活支援を要する者への支援等の準備

[初動期]

- 事業継続に向けた準備等の勧奨
- 生活関連物資等の安定供給に関する市民等及び事業者への呼び掛け
- 遺体の火葬・安置

[対応期]

- 市民生活の安定の確保を対象とした対応（自殺対策、メンタルヘルス対策、高齢者のフレイル予防など）

主な改定：市民の心身への影響に関する対応の記載を充実。

内容